

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	茶屋四郎次郎記念学園
②設置大学名称	東京福祉大学
③担当部署	法人事務課
④問合せ先	03-3987-5952
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 10 月 31 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 10 月 31 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/publicinformation/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
原則 1－2	次期中長期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）が策定されていない。令和 6 年度認証評価結果の指摘事項では、認証評価結果を踏まえ、具体性のある精緻な次期中長期計画の策定が求められており、当初計画からの遅延が見られるものの検討を進めている状況となっている。

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神・使命・教育の目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 [建学の精神・使命・教育の目的] https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針（DP）」、「教育課程編成・実施の方針（CP）」および「入学者受入れの方針（AP）」については、令和６年度に社会情勢や学生の状況に即し、継続的な見直しを重ね、令和７年４月より新しいDP、CP、APが公表されている。 各学部及び研究科ならびに自己点検・評価委員会では、今後も使命・目的を達成するために必要な教育研究組織との整合性に留意しながら、必要に応じて改定を行う。 [3つのポリシー] https://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html#menu04
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	教学部門の最高責任者として学長はリーダーシップを発揮している。学則第63条により、学長の下に、「教育研究評議会」が設置され、教学に関する重要事項を審議している。 学長や副学長、学長補佐等の権限や役割については、「組織運営規則」にて明確化されている。 令和７年４月からは、学長をはじめとする教学権限の見直しを実施し、科目決定権限を理事長から学長に変更したり、採用、昇任人事等についても学長の承認が必須となるよう、規定を改定している。 学長や副学長、学長補佐等の権限や役割については、「組織運営規則」にて明確化されている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	本学では開学時より原則的に週一回、教職員が一同に会してミーティングを実施しており、情報共有をはじめ、SD、FD活動を実施している。 法人、教学問わず、本学の全学委員会は、教員と事務職員から構成されており、教職協働体制が確立されている。
実施項目１－１⑤	説明

教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学においては、ファカルティ・ディベロップメント専門部会がFD活動の年次計画立案及び実施、進捗状況の確認を実施している。SD活動については、全学総務委員会が中心となり、年次計画立案及び実施、進捗状況の確認を実施している。 年次計画及び進捗については、他の委員会の計画や活動状況と共に将来計画委員会にて報告し、次年度の計画に活かすようにしている。
---------------------------------	--

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	令和7年度第1回将来計画委員会において、大学の基礎データの共有ならびに中長期計画作成方針を決定した。中長期計画は、学長補佐をリーダーとして各学部長、事務局長からなる中長期計画検討会を組織し、8月を目途に新たな中長期計画を策定することとした。 令和6年度認証評価結果の指摘事項を踏まえた具体性のある精緻な次期中長期計画とするため、当初計画からの遅延が見られるものの鋭意検討を進めている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	学長より中長期計画の達成状況の評価と今年度の年次計画達成状況と次年度計画の策定を各委員会及び専門部会、学部・研究科に対し指示し、将来計画委員会においてとりまとめ結果を報告している。 本内容を次期中長期計画に反映させている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学の建学の精神や大学の使命を受け、各学部・大学院研究科では、それぞれの教育課程を履修することによって得られる資格や就職できる分野などを具体的に定めた「教育の目的」において、学生の将来像を定め、社会の要請に応える人材を養成している。これらの使命、目的等については、認証評価結果を踏まえ、継続して見直しを実施している。 さらに、開学当初より通信教育課程を併設しており、社会人がリカレント教育を行い、キャリアの変化に合わせさまざまな資格取得の機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	伊勢崎市教育委員会との協定に基づき、小学校等にボランティアチューターとして学生を派遣しているほか、東京都北区教育委員会との教育諸活動の連携に関

	する協定を締結している。 各キャンパスでの公開講座については、令和6年度、伊勢崎キャンパスで6講座を開催、池袋キャンパスで4講座、名古屋キャンパスで4講座を開催した。 また、伊勢崎市と防災協定を締結し、災害時における避難場所を提供している。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍等、多様な背景を持つ学生・教職員を受け入れる学内環境・体制の整備に努めている。 具体的には、「障がい学生支援規程」を定め、ユニバーサル支援委員会を組織し、障がいのある学生が安心して本学で学修することができるように支援を実施している。 留学生支援については、留学生教育センターを設置し、留学生に関する教育・研究活動・日本文化の理解と日本社会への円滑な適応を促し、必要な教育及び指導助言を行っている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共働参画社会の実現及び女性活躍促進の観点に基づき、役員等への積極的な女性登用に配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」ならびに「理事・監事・評議員・理事長選任基準規則」を定め、理事会及び評議員会で必要となる理事等の構成や、外部理事の数、資質や選任基準を明確化し、透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」ならびに「理事会運営規程」に基づき、定時理事会の頻度や審議する事項、報告事項を定義している。理事会では理事や監事から活発な意見が出され、透明性を確保し理事会が行われている。 理事会と評議員会の建設的な協働の一層の実現のため、評議員会においては理事や理事長、監事も出席・発言し、評議員会との意見交換や理解を得る取組を行っている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研	理事会開始前後に意見交換の機会を積極的に準備

修機会の充実	し、特に外部理事との認識合わせを行うように努めている。さらに、必要に応じて法人・教学連絡会を開催し、法人・大学をめぐる課題の共有に努めている。
--------	---

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人については、「寄附行為」および「理事・監事・評議員選任基準」を定め、適切に選任している。監事及び会計監査人の独立性の確保を重視し、透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査室と監事は定期的に意見交換の機会を持ち、情報を共有しており、連携体制が確立している。また、内部監査計画、監事監査計画を策定し、年間計画に沿って監査を実施している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	適切な監査が実施できるよう、監査業務を支援するため内部監査室と連携し、情報提供の機会を設けている。また、監事に対しては、法人内の全ての情報を入手できるよう、コンピュータシステム上の権限を付与している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任割合については、「寄附行為」に定め、必要とされる構成員を満たしている。選任方法については、「寄附行為」および「理事・監事・評議員選任基準」を定め、考え方を明確化するとともに、透明性を確保し、適切に選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	私立学校法ならびに「寄附行為」を遵守し、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を構築している。評議員会の運営については、「寄附行為」にて責務を定め、透明性を確保した形で評議員会の運営が行われるようにしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を修得できるよう、新任・外部を含む評議員に対しては、適宜電子メール等で情報の発信を行い、認識の共有化を図っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「防火管理規程」に基づき、火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスク全般について、「全学総務委員会に置く危機管理対策作業部会」が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策を講じている。 また、防災マップ・避難誘導マップを校舎内の学生の目の付く場所に掲示しているほか、毎年防災訓練を実施している。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	管理運営が不適正であった反省を踏まえ、平成 25 年 9 月に「コンプライアンス宣言」を公表しているほか、令和 6 年 11 月にはコンプライアンス規則を制定、施行している。 ステークホルダーからの信頼を得て、教育機関としての社会的責任を全うするため、法令と健全な社会規範に基づいた経営を行い、個人の尊重及び環境の保護を行うよう努めている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校教育法施行規則第 172 条の 2 や私立学校法第 107 条、151 条及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、適切に情報を公表している。 教学マネジメント指針に基づく学修目標の達成状況や教育成果に関する情報については、未公表の項目も散見されているので、引き続き自らの取り組みをわかりやすく公表する努力を継続する必要がある。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学 web サイトでは、建学の精神や教育の目的、3 つのポリシー、教学（シラバスや学生・教員等の情報）、法人（財務、役員体制、コンプライアンス等）を一つのメニューにまとめることで、網羅的に概要を理解することができるよう工夫している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明